

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

## 告 示

○大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（業務課）	一
○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則	（畜産課）	六
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課）	六
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	（同）	七
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	（同）	七
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業 共済に係る加入区の設定）の一部改正	（水産林政総務課）	七
○道路の供用開始（三件）	（道路課）	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	八
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（同）	八
○土地区画整理事業の換地処分の届出	（同）	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定自立支援医療機関の変更の届出	（同）	九
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	九

## 規 則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（平成十二年宮城県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを次のように改める。

（登録事項の変更の届出書）

第三条 条例第三条の届出書は、第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届（様式第一号）とする。

（免許証の書換交付の申請書）

第四条 条例第四条第二項の申請書は、第一種大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書（様式第二号）とする。

（免許証の再交付の申請書）

第五条 条例第五条の申請書は、第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書（様式第三号）とする。

（免許証の返納の届出書）

第六条 条例第六条の届出書は、第一種大麻草採取栽培者免許証返納届（様式第四号）とする。

第七条の見出し中「届出」を「届出書」に改め、同条中「大麻事故届（様式第五号）」を「大麻等事故届（様式第八号）」に改め、同条を第十号とする。

第八条中「第九条第二項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に改め、同条第二号中「納入通知書」を「知事の発行する納入通知書」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（持出しの許可の申請書）

第七条 条例第七条の申請書は、第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書（様式第五号）とする。

（廃棄の届出書）

第八条 条例第八条第一項及び第二項の届出書は、大麻廃棄届（様式第六号）とする。

（譲渡の届出書）

第九条 条例第九条の届出書は、大麻等譲渡届（様式第七号）とする。

（様式第一号を削る。）

様式第一号を削る。

様式第二号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」に、「事由」を「理由」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第二号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」に、「事由」を「理由」に改め、同様式を様式第一号とする。

一号とする。

様式第三号中「(第5条関係)」や「(第4条関係)」及び「大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書」や「(第1種大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書)」並びに「回覧表」や「様式第三号中」及び「回覧表」並びに「(第6条関係)」や「(第5条関係)」並びに「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」や「(第1種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書)」並びに「回覧表」や「様式第三号中」及び「回覧表」の次に次の一様式を加える。

様式第4号 (第6条関係)

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証返納の理由及びその年月日			

上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。

年 月 日

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名)

宮城県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

様式第五号を次のように改め、同様式を様式第八号とする。

様式第8号 (第10条関係)

大麻等事故届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	免	許	の	種	類	氏名
事故が生じた大麻等	品名		数量			
	栽培地並びに業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を取り扱う事務所の位置					
<p>事故の発生状況          ( 事故発生年月日、場所、事故の種類、盗難の場合は警察通報の有無 )</p>						
上記のとおり、事故が <sup>3</sup> 発生したので届け出ます。						
年 月 日			住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
			氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称)			
宮城県知事 殿						

(注意)  
用紙の大きさは、A4とすること。

様式第四号の次に次の三様式を加える。

様式第五号 (第7条関係)

第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
持ち出そうとする大麻の所在地			
持ち出そうとする大麻の品名及び数量	品 名	数 量	
持出し先の名称及び所在地	所 在 地 名 称		
持出しの理由			
持出しを行う年月日			
上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。			
年 月 日	住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)		
宮城県知事 殿			

(注意)  
用紙の大きさは、A4とすること。

様式第6号 (第8条関係)

大麻廃棄届

免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
大麻の栽培地の場所			
大麻を取り扱う地			
廃棄しようとする大麻の品名及び数量	品 名	数 量	
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
廃棄の年月日			
上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日	住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)		
宮城県知事		殿	

(注意)  
用紙の大きさは、A4とすること。

様式第7号 (第9条関係)

大麻等譲渡届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)  
続 柄  
氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)

大麻等を譲渡したので、次のとおり届け出ます。

譲渡した大麻等	失効前の免許証の番号	第 号	
	大麻等を業務上取り扱っていた場所	所在地	
譲渡人	届出義務者	住所	
		氏名	
譲渡年月日	品 名	数 量	
譲受	免許の種類	所在地	
		名称	
人	麻薬研究施設又は大麻等の設置者又は大麻草栽培者	住所	
		氏名	

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡し又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年三月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則（平成十九年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。  
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(納付方法の特例)

第五条 条例第二条第二項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認める場合の納付は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 現金による方法
- 二 知事の発行する納入通知書による方法
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」とし、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者

手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年十一月二十一日次の者を指定した。  
令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
曾我 天馬	小児科 脳神経内科	てんかん病院ベータール	岩沼市北長谷字畑向山南二十七番地四
荒谷 菜海	小児科 脳神経内科	てんかん病院ベータール	岩沼市北長谷字畑向山南二十七番地四
針生 新也	脳神経外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
稲沢慶太郎	人工透析内科 胸部外科	小牛田内科クリニック	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七番地二
三上 裕嗣	脳神経内科	三上医院	巨理郡巨理町字裏城戸百七十九番地の一
浪岡 靖弘	脳神経内科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
佐藤 和輝	皮外内 皮膚科	やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼南元丁七十二番地
土屋 菜歩	内 科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
渡辺 雄輝	内 科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
沼田 健裕	内 科	南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田百十一番地
佐藤 泰史	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
堀井晋一良	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
泉山 拓也	整形外科	仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番地百八
泉 秀明	泌尿器科	多賀城腎・泌尿器クリニック	多賀城市桜木二丁目一番二十号
加藤 宏之	神経内科	医療法人社団仁明会 恵仁ホー	石巻市山下町二丁目一番五号
江原 昌宗	リハビリテーション科	公益財団法人 宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号

○宮城県告示第七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
川越 徹彰	内科	やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目五番十七号	やまと在宅診療所登米	登米市追町佐沼南元丁七十二番地
大藏 暢	内科	やまと在宅診療所白石	白石市旭町一丁目九番二十七号D棟	やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目五番十七号
阿南 陽二	外科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック	多賀城市下馬二丁目十三番七号	公益財団法人宮城厚生協会宮川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号
柁淵 忠司	リハビリテーション科	石巻内科透析クリニック	石巻市須江字館山根百五番地	登米市立登米市民病院	登米市追町佐沼字田中二十五番地
矢崎 重彦	整形外科	石巻診療所	石巻市穀町五番二十四号	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
南 尚義	内科	大崎市民病院田尻診療所	大崎市田尻通木一丁目十番地	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
岩渕 悟	呼吸器科	古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三十一号	古川星陵病院分院	大崎市古川小稲葉町五番二十五号
小犬丸 貞裕	呼吸器科	星陵あすか病院	大崎市古川稲葉二丁目三番十五号	古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三十一号
森田 真吉	外頭頸科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手番野田山四十七番地の一
宮地 智洋	外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町一丁目三十八番地	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師

の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の所在地		所属医療機関の名称
	新	旧	
岩澤 伸哉	黒川郡大和町しあわせの杜八番地の十	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の一（十六B十L）	しあわせの杜こどもファミリークリニック
関口 拓矢	黒川郡大和町しあわせの杜八番地の十一	黒川郡大和町小野字漆海道一番地の一（十六B十一L）	宮城整形外科 スポーツ・ウェルネスクリニック

○宮城県告示第八十一号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和七年二月二十八日から施行する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち階上の区域）の項中「宇野」の次に「又は宇野」を挿入し、並びに「宇野」を「宇野」を加える。

○宮城県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	
		供用開始年月日	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町神の倉一四八地先から同市唐桑町神の倉一四八地先まで	令和七年二月二十八日

○宮城県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。  
 その関係図面は、令和七年二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町東舞根四三番一地从先から 同市唐桑町東舞根四三番一地从先まで	令和七年 二月二十八日
		気仙沼市唐桑町東舞根七番一地从先から 同市唐桑町東舞根七番一地从先まで	

○宮城県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠志津川線	気仙沼市本吉町午王野沢三五番一地从先から 同市本吉町午王野沢三五番一地从先まで	令和七年 二月二十八日
		気仙沼市本吉町午王野沢三五番一地从先から 同市本吉町午王野沢三五番一地从先まで	

○宮城県告示第八十五号

川崎町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 川崎町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町岩切字羽黒前八十九番地

三 設立認可の年月日

令和三年十二月一日

四 変更認可の年月日

令和七年二月二十一日

○宮城県告示第八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理事業

二 施行者の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

三 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

四 換地処分の年月日

令和七年一月二十日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年二月二十八日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定年月日
セイナ調剤薬局	調剤	柴田郡大河原町字町七十一四	令和六年十二月一日
かなりあ薬局	調剤	石巻市蛇田字下中塚二十七一十	令和六年十二月一日
一桒新生薬局	調剤	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三十一一三	令和六年十二月一日
上小路一桒新生薬局	調剤	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路百五十四一	令和六年十二月一日
一桒新生薬局介護調剤センター	調剤	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二一一	令和六年十二月一日
薬局アリエス鹿島台店	調剤	大崎市鹿島台木間塚小谷地四百二十二一	令和六年十二月一日
調剤薬局ツルハドラッグ大街道東店	調剤	石巻市大街道東四丁目三三六十一	令和六年十二月一日
みうら調剤薬局錦町店	調剤	塩竈市花立町十三一十一	令和六年十二月一日
すずらん調剤薬局	調剤	多賀城市下馬四丁目一五	令和六年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年二月二十八日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
アイベル薬局しあわせの杜店	アイベル薬局しあわせの杜店	黒川郡大和町小野字菖蒲沢八十三一（十六B四L）

変更後  
アイベル薬局しあわせの杜店  
黒川郡大和町しあわせの杜八一四

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年二月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市名取が丘二丁目一番八十、百六十三番三十、百六十三番三十一の一部、百六十三番三十四、百六十三番三十五、百六十三番四十八の一部、百六十三番四十九の一部、百六十三番五十、百六十三番五十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
愛知県名古屋市中区一社三丁目七番地  
株式会社ユニホー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年二月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市築館字築館蟹沢九十三番一の一部、九十三番五

山形県天童市一日町四丁目一番二号  
三和油脂株式会社